

調 書 (決定)

事 件 の 表 示 平成19年(行ヒ)第248号

決 定 日 平成19年11月15日

裁 判 所 最局裁判所第一小法廷

当 事 者 等 当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成18年(行コ)第283号(平成19年5月17日
判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものと認められない。

平成19年11月15日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録

申 立 人	東日本旅客鉄道株式会社
相 手 方	国
処 分 行 政 庁	中央労働委員会
相手方補助参加人	国鉄千葉動力車労働組合